

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	環境部	未来環境推進課	H22.4.1	平成22年度古紙類等リサイクル率向上開発事業	4,268,209	長崎市小江町1-10 協業組合 長崎市古紙リサイクル回収機構 代表理事 岩永 隆史	<p>本業務は、古紙類等の再使用・再生利用に係るより効率的な手法を確立し、古紙の分別収集・選別などを行う事業者等が、当該手法をもって健全に業を営むことにより、本県における古紙類等の再使用・再生利用を促進し、併せて、地域求職者等を対象として継続的な雇用機会を創出することを目的としている。</p> <p>そのため、ゴミゼロながさき実践計画に掲げる「ゴミゼロ県民運動」の一つである「事業系古紙リサイクルの推進」に関する取組を担う「ながさきオフィスエコクラブ」の構成団体として、古紙の分別収集、選別及び圧縮を行っている「協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構」を相手として随意契約を締結する。</p> <p>なお、当該組合は、平成21年度長崎県企画提案型ふるさと雇用再生特別基金事業に本事業企画を提案し、採択されたものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
2	環境部	未来環境推進課	H22.5.14	平成22年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業	9,660,000	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	<p>契約の相手方である「財団法人ながさき地域政策研究所」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条第1項の規定に基づいて、知事が「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」として指定した法人である。(平成21年4月1日指定、指定期間:平成26年3月31日まで)</p> <p>上記の指定は、同条第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県に一を限って指定できることと規定されている。</p> <p>上記の指定に際しては、知事が公募を行い、有識者等による評価委員会での厳正なる審査が実施された。</p> <p>本契約は、長崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した者に同条第2項に規定する地球温暖化対策の広報・啓発及び地球温暖化防止活動推進員等の活動を支援する事業を委託するものであり、当該指定を受けていない者に同条の業務を委託することは、同法の趣旨からして適当ではない。</p> <p>以上のことから、1者随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	環境部	未来環境推進課	H22.8.9	地球温暖化対策等の 新聞広告掲載業務	1,300,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	「地球温暖化対策等」を県民に広く普及啓発するため、県下全域を発行エリアとし、発行部数が多く、今回の企画でより効果的な普及啓発が可能な「長崎新聞」に掲載することが適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
4	環境部	未来環境推進課	H22.8.30	国内排出量取引調査 検討及び企業・家庭 向け省エネアドバイス 事業	3,050,464	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、家庭も含めた二酸化炭素の小口排出者による排出枠の取引に関する制度構築、調査研究を行うものである。また、増加傾向にある家庭部門における温暖化対策のため、家庭における省エネアドバイザーとして、地球温暖化防止活動推進員を中心に人材を育成するための制度構築、調査研究等を目的としている。 そのため、地球温暖化問題に精通し、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員と連携しながら普及啓発活動を行っている「長崎県地球温暖化防止活動推進センター(財団法人ながさき地域政策研究所)」(地球温暖化対策推進法第24条第1項の規定に基づき知事が指定した都道府県センター)を相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
5	環境部	未来環境推進課	H22.8.30	家庭向け省エネ診断 推進事業	3,256,506	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策 研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、増加傾向にある家庭からの二酸化炭素排出削減のため、家庭での省エネ診断(相談)と適切なアドバイスが実施できる者を養成し、さらに家庭における省エネアドバイザーとして、県内各地で地球温暖化防止の普及啓発活動を実践している地球温暖化防止活動推進員を中心に人材を育成することを目的としている。 そのため、地球温暖化問題に精通し、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員と連携しながら普及啓発活動を行っている「長崎県地球温暖化防止活動推進センター(財団法人ながさき地域政策研究所)」(地球温暖化対策推進法第24条第1項の規定に基づき知事が指定した都道府県センター)を相手として随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	環境部	未来環境推進課	H22.9.17	環境マイスター研修プログラム開発と実践	2,697,576	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎206号 特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎 理事長 宮原 和明	<p>本業務は、先進的に環境マイスター制度に取り組んでいる特定非営利活動法人環境市民(京都)と連携しながら、自動車部門、家電部門、サッシ・ガラス部門及び商店街部門の4つの分野の販売事業者等を対象として、県内の特性を踏まえた環境マイスター研修プログラム開発及び実践事例に取り組むことを目的としている。</p> <p>そのため、エコアクション21の地域事務局の認定を受けるなど、環境保全活動に関する知識や経験を豊富に有する「特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎」を相手として随意契約を締結するものである。</p> <p>なお、本事業は、当該NPO法人が、平成22年度重点分野雇用創出事業「企業・団体等からの企画提案型事業」に応募し、採択されたものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
7	環境部	未来環境推進課	H23.1.21	平成22年度「みんなで止めよう温暖化」テレビスポット製作・放送業務委託	2,200,000	長崎市上町1番35号 長崎放送(株) 代表取締役社長 上田 良樹	<p>・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者として実施し、4社全てから企画提案書の提出があった。</p> <p>・企画提案書を審査した結果、長崎放送(株)(NBC)の企画が採択されたため、同社と契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
8	環境部	廃棄物対策課	H23.2.16	平成22年度クリーンアップ事業処分業務委託(廃FRP船)	2,079,000	大村市富の原2丁目921番地(株)矢敷環境保全 代表取締役 矢敷 和男	<p>廃FRP船の処理は、リサイクル処理が困難であるため、一般的に埋立処分が行われている現状にある。</p> <p>FRP船のリサイクル処理を推進する目的として、FRP船製造業者等の団体である(社)日本舟艇工業会によるFRP船リサイクルシステムが構築され、本システムによって、サーマルリサイクル(熱回収)等のリサイクル処理を行うことが可能となっている。</p> <p>リサイクル処理の推進を図る必要から、当該システムにより処理を行うことが適当であるが、当該システムの「指定取引先」は、本県内では(株)矢敷環境保全1社のみであるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	環境部	自然環境課	H22.4.1	平成22年度「対馬の森」案内業務委託	2,500,000	対馬市上県町佐護西里2619 特定非営利活動法人 ツシマヤマネコを守る会 会長 山村辰美	当該業務は「対馬自然の森」展示物の来館者への解説及びツシマヤマネコ等野生生物に関する調査及び資料の収集であるため、専門知識を持つ職員を有し、かつ、これまでに野生生物等の調査実績がある団体に業務委託する必要がある。 また、労働災害等へ迅速に対応するため、従事職員の管理監督を行う職員が現地に存在することも必要であり、条件を満たす団体は左記団体のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
10	環境部	自然環境課	H22.4.1	平成22年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	4,000,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 竹下正興	県北地域を除く地域においては、長崎県獣医師会のある諫早市に救護センターを設置しており、動物医療に関する資格と専門的知識及び技術をもった会員(獣医師)を県下全域に有する公益法人であり、本事業を遂行するうえで適正かつ迅速な救護ができ、実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
11	環境部	自然環境課	H22.4.1	平成22年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	2,000,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長(亜熱帯動植物園)	県北地域においては亜熱帯動植物園の敷地内にレスキューセンターを設置しており、多種多様な鳥獣を飼育し、傷病野生鳥獣の処置方法など専門的知識及び技術を有する職員が配置されており適正かつ迅速な救護ができ実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
12	環境部	自然環境課	H22.4.1	平成22年度エコツアー育成事業(平戸)業務委託	5,230,000	平戸市岩の上町1473 (社)平戸観光協会 会長 籠手田恵夫	受託者は、平戸市全域における観光資源の保全・開発の促進、観光客の誘致宣伝、観光情報の収集伝達、旅行業法に基づく旅行業を目的とする社団法人であり、現在取り組まれている歴史・史跡ガイドやグリーンツーリズムに加え、海洋レクリエーションや自然観察等への展開を目指していることからエコツアーの企画・運営・販売を独自の財源で業として実践できる人材の育成を、将来的に目指す本事業の委託先として最適である。 また、会員として市内各地の観光協議会や旅館・ホテル、商店、ガイド組織などが加盟しており、各業種が連携した総合的なエコツアーの企画・実施が可能である。 さらに、平戸地区に同等の性格・能力を有する団体は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	環境部	自然環境課	H22.4.1	エコツアー・コーディネーター育成事業(小値賀地区)業務委託	4,380,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷2791番地13 (株)小値賀観光まちづくり公社 代表取締役 小辻隆次郎	受託者は旅行業法に基づく旅行業、自然体験・生活文化体験等各種体験プログラムの企画・販売、体験プログラムに関する人材育成、観光・物産に関する営業・広報・窓口業務を目的としており、従来から取り組んできたアイランドツーリズムの更なる展開を目指していることから、エコツアーの企画・運営・販売を独自の財源で業として実践できる人材の育成を目指す本事業の委託先として最適である。また、従来から非営利活動として自然体験活動を推進してきたNPO法人おぢかアイランドツーリズム協会との連携・協力が可能である。さらに、小値賀地区に同等の性格・能力を有する団体は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	環境部	自然環境課	H22.4.1	エコツアー・コーディネーター育成事業(島原半島地区)業務委託	5,300,000	雲仙市小浜町北本町14-39 一般社団法人 島原半島観光連盟 会長 石田直樹	本事業は、島原半島全体の観光業や関連産業、グリーンツーリズム、自然・歴史等のガイドの実態等を幅広く把握している団体が、これらの関係事業者等の協力を得ながら業務を実施することが必要不可欠である。 受託者は半島全体の観光資源の宣伝、観光旅行者の誘致促進、観光情報の収集・提供等を目的に設立され、島原・雲仙・南島原の3市や島原温泉・雲仙・小浜温泉の各観光協会をはじめ、各旅館組合、各商工会、農協、マスコミ各社などが会員となっており、半島全体の幅広いエコツーリズムの企画・調整・実施を目的とする本業務の委託先として最適である。 また、島原半島全体をカバーする団体で同様の性格と能力を有する団体はほかにいないため。	第167条の2 第1項 第2号
15	環境部	自然環境課	H22.4.9	平成22年度ながさきの希少な野生動植物改訂業務委託	3,200,000	長崎市文教町1-14長崎大学教育学部生物学教室内 野生生物研究会 会長 中西弘樹	本業務の実施には県内の野生動植物の生息・生育状況等について熟知していることが必要である。受託者には長崎県生物学会に在籍する者が多く、会員はそれぞれの分野で専門的知見及び調査技術を有し、限られた期間で調査結果を出すためには、各会員のこれまで蓄積した経験や調査データを必要とし、他に県内の野生生物に関する情報を持った者はなく、本事業を遂行するうえで必要不可欠の団体であるとともに、県内には他に本業務を遂行できる団体はいない。 また、受託者は平成12年度の作成作業に関わった者が多く、野生動植物の現状について当時との比較ができ、正確な調査結果を得ることができる。なお、受託者は非営利団体であり、一般企業のような利潤を追求しないため安価な価格での委託が可能であるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	環境部	自然環境課	H22.4.28	平成22年度対馬地区ネコ適正飼養推進事業業務委託	2,000,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 竹下正興	本委託業務は環境省委託事業「希少野生動植物種保護増殖事業(ツシマヤマネコ)委託業務実施要領」に基づくもので、動物医療に関する資格と専門的知識及び技術を持った獣医師が複数名必要である。本業務の実施地域にあたる対馬市において、会員(獣医師)を複数有する受託者以外に本業務を実施可能な団体がいないため。	第167条の2 第1項 第2号
17	環境部	自然環境課	H22.6.25	外来生物実態調査業務委託	6,098,000	雲仙市小浜町雲仙320 (財)自然公園財団雲仙支部 所長 君野昌二	本業務の内容は県内における外来生物の情報収集であるため、業務に係る専門知識を持つ職員を有する団体に業務委託する必要がある。また、本業務実施にあたっては、野生生物に係る専門家による助言等を必要とするため、専門家との緊密な人脈やネットワークを有していることが求められ、外来生物の除去や野生生物保護の普及啓発等の実績があり、上記条件を充たす団体は県内においては受託者のみであったため。	第167条の2 第1項 第2号
18	環境部	自然環境課	H22.7.28	県有施設の管理台帳作成業務委託	6,200,000	雲仙市小浜町雲仙320 (財)自然公園財団雲仙支部 所長 君野昌二	当該業務の内容は、自然公園内の公園施設のデータ収集、確認、台帳作成等であるため自然公園や維持管理業務に係る専門知識を持つ職員を有する団体に業務委託する必要がある。委託先団体は環境省から自然公園法に基づき、15国立公園の19地域を活動地域とする「公園管理団体」に指定され、県内でも国立公園雲仙地域において、公園施設の維持管理業務の実績がある。また、本業務実施にあたっては、県関係機関との緊密な打合せや情報交換を行いながら業務を進めることが求められ、上記条件を充たす団体は県内において受託者のみであったため。	第167条の2 第1項 第2号
19	環境部	自然環境課	H23.1.21	野鳥の鳥インフルエンザ監視事業委託	1,200,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 池尾辰馬	本業務は、鳥インフルエンザにより死亡又は衰弱した野鳥がいないかどうかのパトロールと、死亡又は衰弱した野鳥の回収と運搬であるため、防疫上の注意を必要とすることから専門知識を持つ職員を有する団体に委託する必要がある。パトロール対象地域、死体等の持込先が諫早市であることから、効率的に業務が行える地域に事務所を構え、専門知識を持った職員も有している団体が県内において受託者のみであったため。	第167条の2 第1項 第2号